



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 後期高齢者医療制度をわかりやすく Part.2

NEWS. 印紙税の納付方法について

NEWS1. 後期高齢者医療制度をわかりやすく Part.2

後期高齢者医療制度をわかりやすくの2回目です。(保険料等の金額は平成25年愛知県の場合となります)

保険料の計算方法は？

保険料は、所得に応じて計算されます。

所得割額[所得金額－33万円×8.55%]+**被保険者均等割額**[被保険者一人当たり43,510円]

上記による計算で、平成25年度の平均保険料は**80,214円**になりますが、世帯主および被保険者の合計所得に応じて、**被保険者均等割額が2割から9割軽減**されることがあります。

年金収入別保険料例 夫婦世帯で、妻の年金収入が80万円以下(その他各種所得がない)の場合。

- ①夫の年金収入168万円の場合・・・夫12,900円 妻 6,500円
- ②夫の年金収入211万円の場合・・・夫59,600円 妻34,800円
- ③夫の年金収入255万円の場合・・・夫126,400円 妻43,500円

被扶養者であった方の保険料の減免措置

これまで、職場の健康保険などの被扶養者で自分の保険料を納めていなかった方(例えばサラリーマンの妻)も、後期高齢者医療制度では、被保険者となり、新たに保険料の負担がはじまりますが、**保険料が急増することのないように、保険料の被保険者均等割額を9割軽減し、所得割額が課されません。**

上記減免措置の対象者は、資格取得をした日の前日(誕生日の前日)に**職場の健康保険**などの被扶養者だった方です。

※職場の健康保険とは、協会けんぽ、組合管掌健康保険、共済組合などで、国民健康保険及び国民健康保険組合は該当しません。

保険料の納め方

①年金からの天引きによる納付(特別徴収)

年金を年額18万円以上受け取っている方で、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超えない方。

※市区町村窓口で申出により、口座振替に変更することも可能です。

※ご家族の口座からの振り替えに変更した場合、代わりに納めた方に社会保険料控除が適用されます。

②納付書又は口座振替による納付(普通徴収)

特別徴収の対象にならない方は、市区町村から送付される納付書か口座振替による納付となります。

※口座振替を希望される方は、お住まいの市区町村の担当窓口へお問い合わせください。

※国民健康保険の保険料を口座振替で納付されていた方も新たに手続きが必要です

情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

会社等で同一種類の文書が大量に作成される場合がありますが、このような場合に、収入印紙を貼らないで印紙税を納める方法はありませんか。

Answer

印紙税は、印紙税の課税対象となる文書(課税文書)に印紙税額に相当する金額の印紙を貼り付けて消印をすることにより納付するのが原則になっていますが、課税文書が大量に作成されたり、また、事務処理が機械化されるなどし、課税文書にいちいち印紙を貼り付けることが困難となる場合がしばしばあります。そこで、印紙税法には、課税文書に印紙を貼り付ける方法のほか、いくつかの納付方法が定められています。以下、その方法を簡単に説明します。



【解説】

(1) 印紙の貼り付けによる方法

課税文書の作成者は、原則として、印紙税額に相当する金額の印紙をその課税文書に貼り付け、これに消印して印紙税を納付することになっています。この方法は最も一般的な方法であり、(2)以下の方法による場合は事前に税務署長に請求したり承認を受けるなどの手続が必要です。したがって、事前にこれらの手続をとっていない課税文書については、すべて印紙を貼り付けて納付することになります。

(2) 税印を押す方法

課税文書の作成者は、その課税文書に印紙を貼り付けることに代えて、税印を押すことができます。この方法は、課税文書が一時に多量に作成されるような場合に、その課税文書にいちいち印紙を貼り付けることのわずらわしさを避けるために設けられたものであり、その方法は、あらかじめ印紙税を金銭で納付して、特定の税務署に設置されている税印押す機により税印を押すものです。税印は、機械的な圧力により紙面に凹凸の印影をつけることにより表示されます。

(3) 印紙税納付計器により納付印を押す方法

課税文書の作成者は、税務署長の承認を受けて印紙税納付計器を設置し、この計器によって課税文書に納付印を押すことができます。この方法は、種々の形態の課税文書が継続的に作成されるような場合に、その課税文書に印紙を貼り付けることのわずらわしさを避けるために設けられたものであり、その方法は、あらかじめ印紙税を金銭で納付してその金額を印紙税納付計器にセットしておき、そのセットした金額の範囲内で、その課税文書の作成者が自ら納付印を押すものです。納付印は、印紙税額が表示されたスタンプです。

なお、この納付印は、どのような種類の課税文書にも、また、承認を受ければ設置者が受け取る課税文書にも押すことができます。

(4) 書式表示による方法

特定の課税文書の作成者は、税務署長の承認を受けて、課税文書に所定の書式を表示することにより、金銭でもって印紙税を納付することができます。この方法は、同一種類の課税文書が継続的に作成されたり一時に多量に作成されたりする場合に、その課税文書に印紙を貼り付けることのわずらわしさを避けるために設けられたものであり、その方法は、課税文書に一定の書式を表示するとともに、1か月間の作成数量を翌月末日までにとりまとめて申告し、その申告に係る印紙税額を金銭で納付するというものです。

このほか、預貯金通帳については、税務署長の承認を受けることにより書式表示による方法と同じように、その文書上に所定の書式を表示し、印紙税を申告納付する方法が認められています。

関係法令 印紙税法第8条～第12条

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850